

県南広域振興局長告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、令和8年7月15日から同年8月13日まで関係書類を縦覧に供する。

令和8年7月10日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
江刺猿ヶ石土地改良区（奥州市）	江刺猿ヶ石	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	花巻市役所、北上市役所及び奥州市役所